

令和4年4月28日

民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課長 大村 顕子

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和4年度東京都保育士等キャリアアップ
補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を考慮し、東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金（以下、「本補助金等」とする。）について、当該年度限りの取扱いをお示ししました。

今年度につきましても、本補助金等に関して下記のとおり現時点での取扱いをお示しいたします。また、下記でお示した本補助金等の取扱いについては、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）のみ適用となりますので、御留意ください。ただし、以下の場合も、目的や対象者、算定方法、施設に備える書類等は各加算項目等説明資料のとおりとなります。

なお、延長保育事業、一時預かり事業・定期利用保育事業及び病児・病後児保育事業については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う国の動向により別途取扱いをお示しすることもございますので、御留意ください。

記

1 東京都保育士等キャリアアップ補助金

補助額算定の基礎となる入所児童数（在籍児童数）は、公定価格に準じて算定してください。

2 東京都保育サービス推進事業補助金

（1）零歳児保育、分園設置、夜間保育

毎月初日の在籍対象児童数に基づき算定される加算です。そのため、新型コロナウイルス感染症による臨時休園または新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者となったことに伴う登園の自粛等（以下、「臨時休園等」とする。）により1度も出席しなかった月がある児童であっても、対象としていただいて構いません。

（2）障害児保育

毎月初日の対象利用児童数などに基づき算定される加算ですが、臨時休園等により

1度も出席しなかった月がある児童であっても、当該児童について当該期間中に公定価格が支給されている場合は、対象としていただいて構いません。

(3) アレルギー児対応

毎月初日の対象利用児童数などにに基づき算定される加算ですが、臨時休園等により1度も出席しなかった月がある児童であっても、当該児童について当該期間中に公定価格が支給されている場合は、対象としていただいて構いません。ただし、新たに対応が必要となる診断書が提出された児童については、除去・代替を始めた月から対象となります。

(4) 休日保育

公定価格の休日保育加算に準じて算定してください。

(5) 育児困難家庭への支援、外国人児童受入れ

各加算項目説明資料どおりの取扱いであり、特別な取扱いはございませんが、臨時休園等により1度も出席しなかった月がある児童であっても、各加算項目説明資料のQ & Aにあるような支援等を行っていただければ算定は可能です。

(6) 小中高生の育児体験受入れ

各加算項目説明資料に記載している通常の「小中高生育児体験の受入れ」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施日数を加算対象といたします。また、学校からの依頼によらない実施も認めます。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。

(ア) ZoomなどWeb会議用のアプリケーションを用いて、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、職場体験や育児体験として活用してもらうこと。

(イ) オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。

(ア) 近隣公園など施設敷地外で、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、職場体験や育児体験として活用してもらうこと。

(イ) 施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

ウ 学校からの依頼によらない実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。なお、この場合もオンラ

- インによる実施、もしくは、施設敷地外での実施を加算対象といたします。
- (ア) 学校からの依頼によらず、育児体験を企画し、小中高生を募集すること。(この場合、学校からの依頼文は不要。)
 - (イ) 募集内容や当日の実施内容を、記録及び保管すること。

(7) 保育所体験

各加算項目説明資料に記載している通常の「保育所体験」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施回数及び参加人数を加算対象といたします。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の(ア)から(ウ)までの条件を満たしていること。

- (ア) 「地域の子育て家庭」が利用していること。
- (イ) Zoom など Web 会議用のアプリケーションを用いて、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、保育所の生活を体験してもらうこと。
- (ウ) オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の(ア)から(ウ)までの条件を満たしていること。

- (ア) 「地域の子育て家庭」が利用していること。
- (イ) 近隣公園など施設敷地外で、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、保育所の生活を体験してもらうこと。
- (ウ) 施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

(8) 出産を迎える親の体験学習

各加算項目説明資料に記載している通常の「出産を迎える親の体験学習」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施回数及び参加人数を加算対象といたします。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の(ア)から(ウ)までの条件を満たしていること。

- (ア) 「地域の子育て家庭」(出産前後の親)が利用していること。
- (イ) Zoom など Web 会議用のアプリケーションを用いて、0歳児の保育の様子や関わり方を説明し、コミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、体験学習を行うこと。加えて、その際に「地域の子育て家庭」からの質問や相談に応じること。
- (ウ) オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たしていること。

（ア）「地域の子育て家庭」（出産前後の親）が利用していること。

（イ）近隣公園など施設敷地外で、0歳児の保育の様子や関わり方を説明し、コミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、体験学習を行うこと。加えて、その際に「地域の子育て家庭」からの質問や相談に応じること。

（ウ）施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

（9）年末年始保育、保育拠点活動支援、第三者評価受審費加算
各加算項目説明資料どおりの取扱いといたします。

3 問い合わせ先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 保育助成担当

東京都保育士等キャリアアップ補助金：魚井

東京都保育サービス推進事業補助金：中島

電話番号 03-5320-7682（直通）

メールアドレス careerup@section.metro.tokyo.jp